

様式 1

文書記号番号
日 付

(届出を行った者)殿

(都道府県教育委員会教育長
氏 名)

埋蔵文化財の発掘調査について
(通知)

平成 年 月 日付け で届出のあった下記における発掘調査は、文化財
保護法の趣旨を尊重し、別紙のことを御了知の上、慎重に実施してください。

記

(遺跡所在地)

(遺跡名)

様式 1の別紙

埋蔵文化財の発掘調査について

- 1 発掘調査の結果については報告書を作成し提出することとし、報告書作成に長期間を要する場合は、発掘調査終了後6カ月内に調査結果の概要を記した書面を提出すること。
この書面には、発掘調査により検出した遺構・遺物の概要(名称・数量・説明等)を記載し、重要と思われるものについては実測図・写真・拓本等を添付すること。
なお、6カ月内に上記書面を提出しない場合には、それ以降、発掘調査の届出を行っても調査が認められないことがあるので、留意すること。
- 2 発掘調査の期間、調査体制、調査内容等に変更があった場合は直ちに報告すること。
- 3 発掘調査により出土した文化財については、遺失物法第1条第1項の規定により、発掘調査終了後7日以内に所轄警察官署に差し出さなければならない。この場合、出土文化財が極めて多量若しくは重いものである場合、き損若しくは混こうするおそれのある場合又は学術的な整理・研究上必要がある場合等、警察官署へ差し出すことが困難又はその保存上支障があるときは、警察官署への発見届出をもって、便宜、差し出したものとしての取扱いを受けることができることとされているので、事前に所轄警察官署及び発掘調査対象地を所管する都道府県教育委員会と連絡の上、所要の手続きを行うこと。
- 4 出土文化財は、警察署長から発掘調査対象地を所管する都道府県の教育委員会に引き渡され保管されることとされているが、当該教育委員会が発掘調査結果の整理・研究等のため必要があると認めた場合には、発掘調査主体者が、その負担と責任において、関係する官公署・学校・博物館・研究所等の適切な場所で、これを一時保管することができることとされている。
この場合には、保管責任者を定め、別添様式による「埋蔵文化財保管証」を都道府県教育委員会に提出し、十分注意して保管すること。

様式 1の別紙の別添様式

平成 年 月 日

(都道府県)教育委員会教育長殿

保管者(住所
氏名 印)

埋 蔵 文 化 財 保 管 証

下記により、埋蔵文化財を (発掘調査の主体者、発見者等の名称・氏名)の負担において、貴教育委員会から指示のあるまで、当分の間、責任をもって保管します。

記

出土文化財の名称及び数量

発見の場所及び年月日

発掘調査主体者及び発掘調査担当者(又は発見者)

保管の場所

保管方法

保管責任者の氏名・住所・職業